



第20期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト（3F）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件



株主の皆様におかれましては、可能な限り「書面（郵送）」又は「電磁的方法（インターネット等）」による議決権の事前行使へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後6時45分まで

ご連絡

本定時株主総会では、お土産のご用意はございません。
ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社IBJ

証券コード：6071

証券コード 6071
2026年 3月12日

(電子提供措置の開始日 2026年 3月 5日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
株 式 会 社 I B J
代表取締役社長 石 坂 茂

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：https://www.ibjapan.jp/ir/stockholders_meeting

東証ウェブサイト：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日のご出席に代えて、「書面（郵送）」又は「電磁的方法（インターネット等）」によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト（3F）
3. 目的事項	報告事項
	1. 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項
	第1号議案 剰余金処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役6名選任の件
	第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の定めにより、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表、
 - 連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後6時45分

当社指定の議決権行使サイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

書面（郵送）による議決権行使



行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後6時45分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を定時株主総会当日、会場受付にご提出ください。
(受付開始 午前9時30分)

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の書面（郵送）と電磁的方法（インターネット等）による方法の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

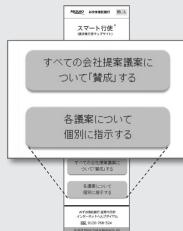


※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回** に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

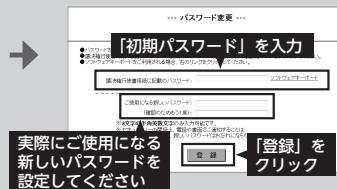
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

受付時間
0120-768-524 年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、財務体質の強化及び更なる事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた剰余金の配当を積極的に行うことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、今後の成長投資への内部留保を総合的に判断した結果、1株当たりの期末配当を10円とさせていただきたいと考えております。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

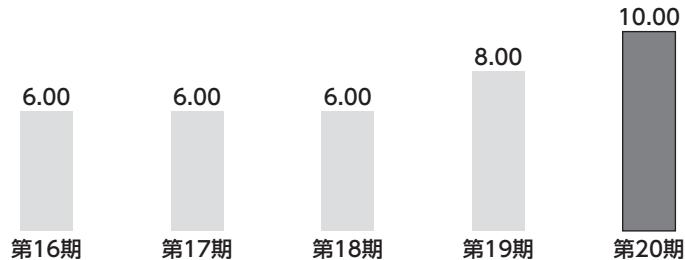
当社普通株式1株につき 金 10円

配当総額 378,715,940円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月30日

【ご参考】1株当たりの配当金 (円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本変更は、代表取締役体制および株主総会・取締役会の運営に関する規定を整備することにより、経営体制の安定性および柔軟性の向上を図ることを目的としております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、代表取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>3 <u>前項の役付取締役のうち、代表取締役社長のほか、必要に応じて取締役会長を代表取締役として選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会出席回数
1	いしざか しげる 石坂 茂	代表取締役社長	再任	13/13 回
2	つちや けんじろう 土谷 健次郎	取締役副社長	再任	13/13 回
3	よこがわ やすゆき 横川 泰之	取締役	再任	13/13 回
4	うめづ こうぞう 梅津 興三	社外取締役	再任 社外 独立役員	13/13 回
5	むらかみ めぐむ 村上 芽	社外取締役	再任 社外 独立役員	13/13 回
6	きとう まい 佐藤 舞	社外取締役	再任 社外 独立役員	12/13 回

候補者番号

1

いしざか しげる
石坂 茂

(1971年9月6日生)

再任

所有する当社の株式数
11,849,700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年4月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2022年3月	株式会社ZWEI 取締役
2006年2月	当社代表取締役社長（現任） 会社事業全般の業務執行の統括	10月	IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社 取締役
2021年12月	株式会社HITOSUKE 社外取締役	12月	株式会社Faber Company 社外取締役（現任）
		2025年12月	株式会社GROWBING 代表取締役社長（現任）

(取締役候補者とした理由)

石坂茂氏は、2006年に当社を設立し、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、成婚サポート力、お見合いシステム、圧倒的な会員基盤といった同業他社にはない独自の強みを作り上げ、ITとサービスを融合させた複合的なビジネスモデルを展開しております。豊富な経営経験と高い見識、判断力によって、当社グループの取締役を歴任し、人材育成や営業メソッド、コンプライアンス体制の確立等、グループ全体の企業価値向上に貢献してまいりました。今後も、当社グループの長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に寄与することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

つちや けんじろう
土谷 健次郎

(1973年4月22日生)

再任

所有する当社の株式数
2,162,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4月	株式会社商工ファンド入社	2023年 3月	当社常務取締役
2007年 10月	当社取締役	2024年 12月	コミュニティ事業部 管掌役員（現任）
2017年 4月	当社常務取締役	2025年 1月	当社取締役副社長（現任）
2022年 3月	当社常務執行役員		人事部 管掌役員
2023年 1月	加盟店本部 統括	6月	デザイン&システム部 統括（現任）
	営業本部、経営管理部 管掌役員	10月	人事部 統括（現任）
3月	ラウンジ本部 管掌役員	2025年 12月	株式会社デコルテ・ホールディングス 取締役（現任）

(取締役候補者とした理由)

土谷健次郎氏は、営業本部、経営管理部など様々な部の管掌役員を歴任し、現在、当社の取締役副社長を務めるなど、複数の事業に関する豊富な経験と見識、また経営に関しても深い知見を有しております。これらの業務経験を活かし、今後も当社グループの長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に寄与することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

よこがわ やすゆき
横川 泰之

(1981年 1月31日生)

再任

所有する当社の株式数
36,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2009年 10月	株式会社アイヴィジョン 代表取締役社長	2022年 4月	コミュニティ事業本部 統括
2012年 3月	株式会社スタイル・エッジ 取締役副社長	2023年 1月	FP事業部 統括
2016年 6月	当社入社		株式会社セルフフィット 代表取締役
	事業企画室付 統括マネジャー		株式会社サロンセルフフィット 代表取締役
10月	ラウンジ事業部 統括マネジャー	2024年 1月	株式会社オーネット 取締役副社長（現任）
2017年 3月	当社取締役（現任）	10月	営業本部 統括（現任）
2018年 1月	ラウンジ事業部 統括	12月	加盟店本部 統括（現任）
2019年 1月	株式会社サンマリエ 代表取締役		

(取締役候補者とした理由)

横川泰之氏は、IT業界で代表取締役を経験し、当社グループ会社の代表取締役を務めるなど、企業経営者としての優れた能力を有しております。また、当社においてラウンジ本部、コミュニティ事業本部など複数の事業部にて統括を歴任し、その営業実績やマーケティングノウハウ、人材育成やコンプライアンスといった組織形成の確立において、強力なリーダーシップを発揮してまいりました。これらのことから、当社グループの長期的な企業価値向上及び成長戦略の推進に寄与することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

うめづ
梅津こうぞう
興三

(1940年4月30日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
1,100株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1965年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2008年5月	株木建設株式会社 顧問
1996年2月	同社 常務取締役	6月	エヌユー知財フィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長
6月	興銀NWアセットマネジメント株式会社（現アセットマネジメントOne株式会社） 代表取締役社長	2016年6月	株式会社日本生科学研究所（現ミアヘルサ株式会社） 社外取締役
		2022年3月	当社社外取締役（現任）

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

梅津興三氏は、株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）、興銀NWアセットマネジメント株式会社（現アセットマネジメントOne株式会社）、エヌユー知財フィナンシャルサービス株式会社で要職を歴任し、財務・資本政策に関する高い知見、金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び人脈を有しております。当社が持続的な成長に向けて戦略的な事業投資を推進していくなかで、これらの経験を活かした的確な提言に加え、業務執行に対する監督機能を発揮していただき、当社グループの更なる発展と企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

むらかみ
村上めぐむ
芽

(1975年4月23日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
-

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行	2010年4月	同社 創発戦略センター配属
2003年3月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 退社	2024年3月	当社社外取締役（現任）
4月	株式会社日本総合研究所入社、研究事業本部（現リサーチ・コンサルティング部門） 配属	7月	株式会社日本総合研究所 創発戦略センターチーフスペシャリスト（現任）
		2025年7月	株式会社日本総合研究所 未来社会価値研究所 所長（現任）

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

村上芽氏は、現在、株式会社日本総合研究所 創発戦略センターでESG分野の企業調査、SDGsと企業経営、気候変動と金融、子どもの参加論を専門分野として研究し、内閣府「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」委員、東京都環境審議会委員、大阪府SDGs有識者会議メンバーとしても参加し、サステナビリティに対する高い知見を有しております。当社グループが持続的な成長を推進していくなかで、これらの経験及び実績を活かし、会社経営へ適切な監督・助言をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

さとう まい
佐藤 舞

(1989年8月11日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2012年 4月	株式会社シリウス入社	2020年 3月	合同会社デルタクリエイト 代表（現任）
2014年 5月	豊島硝子株式会社入社	2024年 3月	当社社外取締役（現任）
2017年 6月	SRCdata（個人事業主）開業		

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

佐藤舞氏は、国立福島大学経済経営学類に入学後、統計学、マーケティングを学び、在学中に株式会社野村総合研究所主催の「マーケティング分析コンテスト」に入賞。2017年に独立しデータ分析・統計解析事業をはじめ、現在では合同会社デルタクリエイトの代表としてYouTubeチャンネル「謎解き統計学 | サトマイ」を運営し、ビジネス統計学の専門家、マーケティングリサーチャーとして高い知見を有しております。当社グループが持続的な成長を推進していくなかで、これらの経験及び実績を活かし、会社経営へ適切な監督・助言をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 梅津興三氏、村上芽氏及び佐藤舞氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 梅津興三氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。また、村上芽氏及び佐藤舞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。また候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、会社役員の状況「（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
 5. 梅津興三氏、村上芽氏及び佐藤舞氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役寺村信行氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますため、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

はらいかわ
稗川
なおや
直也

(1965年3月4日生)

新任 **社外** **独立役員**

所有する当社の株式数

-

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1988年4月	運輸省入省	2020年7月	国土交通省 自動車局長
2001年1月	内閣官房 行政改革推進事務局 (特殊法人等改革担当)	2022年6月	観光庁 次長
2017年7月	内閣官房 観光戦略実行推進室 審議官	2023年7月	内閣官房 内閣審議官 (内閣官房副長官補付)
2018年7月	内閣官房 内閣審議官 (内閣官房副長官補付)	2024年7月	観光庁 長官（～2025年7月）

(社外監査役候補者とした理由)

稗川氏は、国土交通省及び内閣官房において、長年にわたり国家戦略及び政策調整に携わり、内閣官房内閣審議官、観光庁次長を経て観光庁長官を務めるなど、行政の中核において要職を歴任してまいりました。

特に、観光政策を通じて人の移動や交流を基軸としたサービス産業の振興、官民連携の推進及び大規模組織のマネジメントに深く関与し、高度なガバナンスに関する知見を有しております。当社グループが持続的な成長を推進していくなかで、これらの経験及び実績を活かし、経営全般に対する客観的かつ実効性のある監督・助言をいただけることが期待されるため、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稗川直也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 稗川直也氏の選任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 稗川直也氏の選任が承認された場合には、稗川直也氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、会社役員の方況「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準

当社では、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）を独立役員候補者として取締役会又は監査役会で選定するにあたっては、以下のいずれにも該当することなく、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立役員の候補者として取締役会で選定しております。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に帰属する者をいう）
5. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその執行者
7. 過去3年間において、上記1から6までに該当していた者
8. 上記1から7までに挙げる者（重要でない者を除く）については、その近親者
9. その他、上記1から8までに該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者

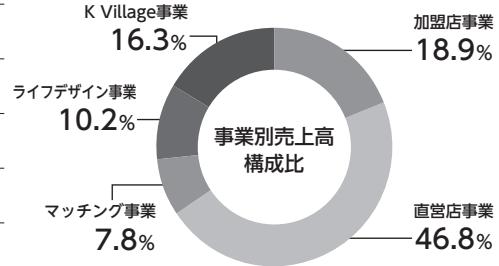
以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項 企業集団の現況

	第20期	前連結会計年度比
売上高	201億72百万円	13.7%増
営業利益	36億8百万円	39.9%増
経常利益	34億71百万円	35.5%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	20億77百万円	36.3%増



(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本国内の経済環境は、インバウンド需要の継続などにより一部で回復の動きがみられるものの、物価上昇に伴う個人消費の低迷などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、構造的な課題である少子高齢化の進行や労働力人口の減少、並びに国内の婚姻件数の減少傾向は依然として継続しており、結婚を取り巻く社会環境はますます厳しさを増しております。

婚活市場においては、マッチングアプリの利用拡大が続く一方で、利用者の増加によるマッチング効率の低下や、なりすまし・詐欺といったトラブルの深刻化が顕著となっており、安心・安全な婚活サービスへのニーズが一段と高まっております。これに伴い、結婚相談所業界では、各種証明書の提出による信頼性の確保や、カウンセラーによるきめ細やかなサポートの充実、婚活プロセス全体の質的向上が強く求められております。

また、少子化対策及び地域活性化を目的とした官民連携の取り組みも全国的に広がりを見せており、自治体や地元企業との連携による地域密着型の婚活支援施策の実施件数も増加傾向にあります。

このような状況のもと、国内外の経済活動の影響を少なからず受けておりますが、当社グループにおきましても更なる事業規模拡大を目的とした知名度向上や、国策の一助となるべく様々な施策を講じ、アップデートした中期経営計画(2021年1月～2027年12月)の「売上高315億円」「営業利益48億円」「成婚組数3万組」の達成に向けて、引き続き業容の拡大と企業価値の向上に取り組んでおります。

結果、当連結会計年度の売上高は20,172,914千円(前年同期比13.7%増)、営業利益は3,608,697千円(同39.9%増)、経常利益は3,471,430千円(同35.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,077,304千円(同36.3%増)となりました。

各セグメントの売上高及び事業利益は以下のとおりであります。

なお、事業利益は、営業利益+減価償却費+のれん償却費+長期前払費用償却費としております(内部取引調整済み)。

加盟店事業

売上高

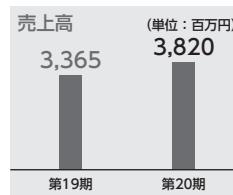
3,820百万円
(前連結会計年度比 13.5%増)

加盟店事業において、開業支援事業の開業件数は、やや軟調に推移いたしました。

これは、当連結会計年度1月に実施した価格改定を背景として、2024年12月に契約が一時的に集中したことによるものです。下半期においては、組織体制やマーケティング手法の見直し、人員増強を実施した結果、開業件数及び単価はともに改善傾向にあります。

また、加盟店事業については、引き続き活動意欲の高い新規加盟店が増加しているほか、大手結婚相談所との資本業務提携の効果もあり、新規入会者数及び、IBJ課金会員数は好調に推移し、プラットフォーム内での会員活動も活発化したことで、お見合い件数も引き続き顕著な伸びを示しています。

これらの理由により、セグメント売上高は3,820,420千円(前年同期比13.5%増)、事業利益は2,616,740千円(同17.5%増)となりました。



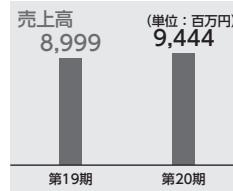
直営店事業

売上高

9,444百万円
(前連結会計年度比 4.9%増)

直営店事業は、IBJメンバーズ及びサンマリエでは、引き続きIBJ Matching(婚活パーティー)との連携強化を進め、ZWEIでは、マスメディア広告をはじめとするマーケティング戦略の強化により、新規入会者数及びお見合い件数も堅調に推移しております。

これらの理由により、セグメント売上高は9,444,873千円(前年同期比4.9%増)、事業利益は2,262,967千円(同9.7%増)となりました。



マッチング事業

売上高

1,560百万円
(前連結会計年度比 4.5%減)

パーティー事業は、顧客のニーズに合わせた企画設計とメディアへの露出効果も合わせり堅調な事業成長増加を実現、加えてマーケティングの内製化によって広告効率が大幅に改善いたしました。

アプリ事業でも新たにリリースした「IBJ Online」の展開を進めるとともに、各サービスの機能改善に取り組んでおります。

これらの理由により、当連結会計年度において、セグメント売上高は1,560,621千円(前年同期比4.5%減)、事業利益は327,457千円(同45.8%増)となりました。



ライフデザイン事業

売上高

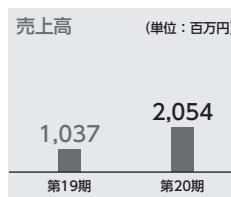
2,054百万円

(前連結会計年度比 98.1%増)

ライフデザイン事業は、結婚相談所事業での成婚組数の増加に伴い、サービス利用者が順調に増加していることに加え、サンマリエ及びZWEIの直営店事業との連携を強化することでウェディング成約件数及び保険成約件数も引き続き急速に伸長しております。

また、当期第2四半期より連結いたしました株式会社GROWBINGにおいても、結婚相談所事業との連携を開始しており、当社の業績に寄与しております。

この結果、当連結会計年度のセグメント売上高は2,054,373千円（前年同期比98.1%増）、事業利益は730,899千円（同157.5%増）となりました。



K Village事業

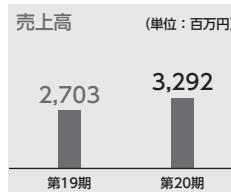
売上高

3,292百万円

(前連結会計年度比 21.8%増)

K Village事業は、韓国事業では講師のスキル向上に注力した結果、退校抑止につながり生徒数は16,430名（前年同期比13.1%増）に増加しております。

また、音楽事業については、生徒数が9,563名（同80.9%増）、FC校舎数98社（同75.0%増）と大幅に増加しております。これは、ボイストレーニングなどを提供するナユタスで、フランチャイズビジネスに注力し、開業前から各FC店に対して研修を行うなど手厚いサポートを行っていることが要因です。これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は3,292,626千円（前年同期比21.8%増）、事業利益は461,685千円（同36.5%増）となりました。



②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の会社の設備投資は加盟店事業では103,726千円、直営店事業では182,234千円、マッチング事業では116,039千円、ライフデザイン事業では86,410千円、K Village事業では140,941千円であります。その主なものは、ソフトウェアの開発、機能拡充や店舗の新設、増床、改修であります。

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,280,000千円の当座貸越契約等を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は2,460,000千円であります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

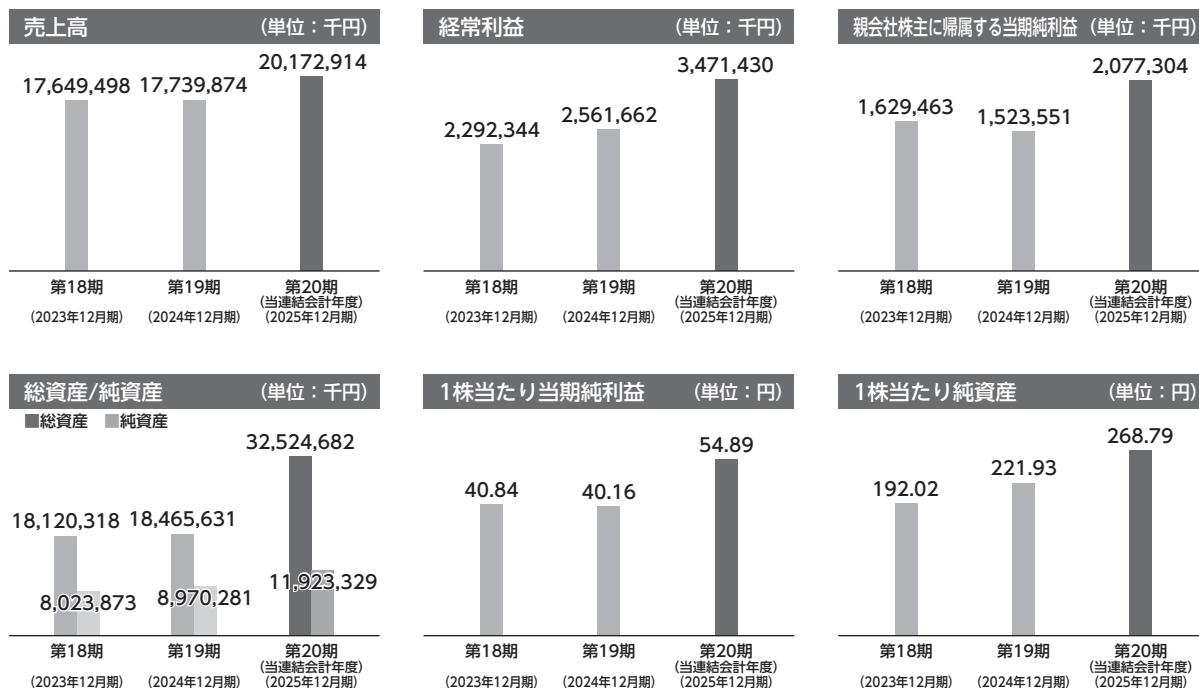
⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年3月26日付で株式会社GROWBINGの株式を取得し、連結子会社としました。

また、当社は、持分法適用会社である株式会社デコルテ・ホールディングスの普通株式を追加取得したことにより、2025年12月25日付けで同社及びその子会社1社を連結子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況



		第17期 (2022年12月期)	第18期 (2023年12月期)	第19期 (2024年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	14,716,649	17,649,498	17,739,874	20,172,914
経常利益	(千円)	2,051,076	2,292,344	2,561,662	3,471,430
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	1,493,570	1,629,463	1,523,551	2,077,304
1株当たり当期純利益	(円)	37.17	40.84	40.16	54.89
総資産	(千円)	13,820,859	18,120,318	18,465,631	32,524,682
純資産	(千円)	7,964,006	8,023,873	8,970,281	11,923,329
1株当たり純資産額	(円)	188.09	192.02	221.93	268.79

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式数を控除して算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

		第17期 (2022年12月期)	第18期 (2023年12月期)	第19期 (2024年12月期)	第20期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	7,031,554	7,523,124	7,506,200	8,370,482
経常利益	(千円)	1,808,057	1,616,334	2,315,048	2,731,833
当期純利益	(千円)	1,371,656	1,326,713	1,714,885	1,796,822
1株当たり当期純利益	(円)	34.14	33.25	45.21	47.48
総資産	(千円)	11,132,191	13,293,335	14,166,347	17,601,607
純資産	(千円)	7,426,547	7,210,088	8,276,202	9,767,256
1株当たり純資産額	(円)	184.58	183.33	218.04	256.57

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンマリエ	8,000千円	100.0%	婚活支援事業
株式会社K Village (注) 1	100,000千円	44.3%	趣味・コミュニティ事業・ 美容コミュニティ事業
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	30,000千円	100.0%	住まい・住宅ローン関連事業
株式会社ZWEI	462,372千円	100.0%	婚活支援事業
株式会社セルフフィット	10,000千円	100.0%	フォト事業
株式会社アイモット (注) 2、4	5,000千円	44.3% (44.3%)	エンタメ (ライブ) 企画制作事業
株式会社GROWBING	1,010千円	100.0%	男性美容サロンの運営事業
株式会社デコルテ・ホールディングス	155,384千円	50.1%	子会社の経営管理業務等
株式会社デコルテ (注) 3、4	100,000千円	50.1% (50.1%)	ウエディング&フォト事業

(注) 1. 株式会社K Villageの持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 株式会社K Villageが100%出資する当社の連結子会社 (孫会社) であります。

3. 株式会社デコルテ・ホールディングスが100%出資する当社の連結子会社 (孫会社) であります。

4. 議決権比率の () 内の数値は、間接保有による議決権比率を内数で表記しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、成長ドライバーである結婚相談所事業（加盟店事業、直営店事業）をメインに、ITとサービスを融合させた複合的なビジネスモデルを展開。成婚サポート力、お見合いシステム、圧倒的な会員基盤という同業他社にはない独自の強みを活かし、最大級の結婚相談所プラットフォームを運営しております。

また、成婚者及び婚活会員に対して住まい、ウエディング、保険などの周辺サービスを提供するライフデザイン事業を展開し、LTV（ライフタイムバリュー）向上及び事業領域拡大を図っております。当社グループは、このような強みや事業展開を背景に、工夫と創造や変革と挑戦に取り組む姿勢を全社的に持ち、顧客満足度の高いサービスを提供し続けることで、収益性の高い事業へと発展してまいります。

さらに、少子高齢化問題、人口減少問題、地方問題など日本における複数の社会問題の解決に貢献していくことは当社グループの強みでありビジョンであります。特に成婚者数と加盟結婚相談所数の増加は、これらの日本の社会問題解決に直接的に資するものだと考えており、これに注力してまいります。

また、当社の重要指数である「成婚組数」について、当初2027年時点での目標を2年前倒して達成したことを踏まえ、2026年2月13日に「中期経営計画のアップデートについて」を新たに開示し、2026年12月期より中期経営計画の一部見直しを行いました。新たな2027年目標を「成婚組数3万組」と再設定し、より業績に直結するKPIにすることで実態把握と予測を行え、加えて中期経営計画を見据えた業績成長を続けることで市場規模の拡大を図ります。また、国や自治体の連携も積極的に行い、少子化問題に対してもアプローチを続けることで、社会貢献性の高い事業成長を目指してまいります。

① 大手結婚相談所との資本業務提携によるIBJ結婚相談所プラットフォームの付加価値の大幅向上とそれに伴う収益性の向上

重要指標として掲げる成婚組数を伸ばすためには、マッチング（引き合わせ）だけでなく、マッチング後の婚約や結婚までのアナログなサポート、最終的には相談所仲人が婚約までを見届けることが重要であると考えており、その担い手である仲人の増加のため、全国に加盟結婚相談所を拡大してまいります。

また、大手結婚相談所との戦略的な資本業務提携契約を締結。IBJプラットフォームに加盟し、IBJの付加価値はより向上し強固なものとなりました。IBJは引き続き、重要指標の加盟結婚相談所拡大に向けて積極的な営業活動を推進し、組織体制の強化や人材育成にも注力します。今後更なる事業拡大を図ると同時に、商品価値の向上に合わせて各商材の段階的な値上げを行い、収益性を高めてまいります。

②パーティー事業の刷新とゲートウェイサービスとしての機能を再強化

パーティー事業はアフターコロナにおける顧客のニーズ変容によって、マッチングアプリとのバッティングが発生し、パーティー参加者が一時的に減少いたしました。

それに対し、パーティー形態の一新を行いプレミアムパーティーと呼ばれる、異性から高評価を受けた会員のみが参加できる特別な婚活パーティーの開催により参加者数と収益の増加を図りました。

また、対面の婚活パーティーとデジタルのマッチングアプリ双方の強みを生かしたサービスへの改革を進め、継続的な参加者数とパーティー開催本数の増加に努めてまいります。

そして、婚活パーティーをメインの集客チャネルとしている直営店の入会数も連動し、向上させることで、中期経営計画に定める重要指標への寄与を目指します。

③新たに「マッチングプラットフォーム」を構築

台頭するマッチングアプリとの差別化を図るべく、結婚相談所プラットフォームを運営するIBJならではのノウハウやシステムを活かしたマッチングサービス向けの婚活プラットフォーム「IBJonline」をリリースしました。中期的には海外のマッチングアプリの参画も視野に入れ、飛躍的な成長を狙っております。

④ライフデザイン分野のM&A

既存事業の成長投資に加え、5～10億円規模のM&A実施により、収益及び事業拡大を図ってまいります。M&A対象としては、IBJの会員基盤及び加盟店基盤を活用できるウェディング、家事代行、教育、美容、地域創生など既存事業とのシナジーが高い事業を狙っております。

⑤K Village事業のさらなる拡充

韓国文化の浸透により拡大する韓国語学習需要を背景に、講師の確保及び研修制度の充実、教材開発、予約システムの利便性向上を図ってまいります。併せて、広告依存の低減を目的に、SNSや口コミを活用した集客力の強化に取り組みつつ、これまでに確立した成功モデルを活用したフランチャイズ展開を加速し、直営及びフランチャイズの両輪により全国100校体制の構築を目指してまいります。

ボイストレーニングスクールを中心としたエンタメ事業では、ダンスブームなどの需要拡大に対応するため、教室設備の充実及び講師の確保を推進するとともに、フランチャイズ拡大を見据えた加盟店支援、人材の採用及び育成を進めてまいります。加えて、プロ志向をターゲットにした「NAYUTAS PRO」の拡張によるアップセルの推進や事務所機能の設置により新たな収益機会を創出するとともに、将来的な海外展開も視野に入れ、ブランド価値及び事業基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業区分	事業内容
加盟店事業	<p>当事業は開業支援事業と加盟店事業より構成されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開業支援事業は、法人・個人向けの結婚相談所事業の開業支援を中心に、当社が提供する日本最大級の結婚相談所ネットワーク「IBJ」を利用する結婚相談所事業者の開業営業を事業としております。 ・加盟店事業は、加盟相談所及びそのお見合い会員に対して、会員管理やお見合いセッティング等のお見合い基幹システムの提供や、結婚相談所事業者が加盟する「IBJ」の運営を事業としております。
直営店事業	<ul style="list-style-type: none"> ・直営店事業は、主要都市及びターミナル立地に特化した「IBJメンバーズ」、プロ仲人専任サービスが特徴の「サンマリエ」、日本全国に54店舗展開する「ZWEI」の3ブランドを直営結婚相談所として運営しており、直営店事業のお見合い会員に対する結婚相談カウンセリングやお見合いセッティング・交際管理等、対面型の結婚相手紹介サービスの提供を事業としております。
マッチング事業	<p>当事業はパーティー事業とアプリ事業より構成されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーティー事業は、直営店による婚活パーティーの企画、運営に加えて外部会場や地方自治体主催の婚活パーティーを実施する「IBJ Matching」を事業としております。 ・アプリ事業は、専任カウンセラーの婚シェルが出会いまでをサポートする婚活アプリ「ブライダルネット」に加えて、「youbride」など複数のマッチングサービスを提供しております。また2025年10月より「マッチングアプリの手軽さ」と「結婚相談所の安心・真剣度」を取り入れた、新しい婚活サービスである「IBJ online」をリリースいたしました。
ライフデザイン事業	<p>当事業は、住まい事業、保険代理店事業、ウエディング事業、美容事業により構成されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社の住まい事業は、物件の紹介や不動産賃貸、住宅ローンの提供等を事業としております。 ・保険代理店事業は、人生設計のサポートやリスクヘッジ、財産形成のニーズへの保険提案を事業としております。
K Village 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社K Villageの趣味・コミュニティ事業は、日韓最大のコミュニティを創ることを目的として、韓国語教室の運営、韓国留学支援、美容EC、ボイストレーニングスクール「NAYUTAS（ナユタス）」の運営、K-POPアイドル等のライブ企画を展開しております。

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

①当社

本 社	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
店 舗	東京都新宿区西新宿一丁目13番12号 他18店舗

②子会社

株式会社サンマリエ	本社 (東京都新宿区)、店舗 (新宿区 他11店舗)
株式会社K Village	本社 (東京都新宿区)、校舎 (新宿区 他37店舗)
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	本社 (東京都新宿区)、店舗 (新宿区 他2店舗)
株式会社ZWEI	本社 (東京都中央区)、店舗 (中央区 他53店舗)
株式会社セルフフィット	本社 (大阪府大阪市)、店舗 (大阪市 他4店舗)
株式会社アイモット	本社 (東京都渋谷区)
株式会社GROWBING	本社 (東京都新宿区)、店舗 (新宿区 他20店舗)
株式会社デコルテ・ホールディングス	本社 (兵庫県神戸市)、店舗 (神戸市)、事業所 (東京都港区)
株式会社デコルテ	店舗 (神戸市 他31店舗)

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
加 盟 店 事 業	81名 (17)	14名減 (4名増)
直 営 店 事 業	515名 (103)	27名増 (48名減)
マ ッ チ ン グ 事 業	92名 (134)	18名減 (134名増)
ラ イ フ デ ザ イ ン 事 業	569名 (110)	504名増 (37名増)
K Village 事 業	105名 (53)	19名増 (6名増)
全 社 (共 通)	107名 (22)	26名増 (1名減)
合 計	1,469名 (439)	544名増 (132名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期末人数を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、事業区分を「加盟店事業」「直営店事業」「マッチング事業」「K Village事業」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。
4. ライフデザイン事業において、前連結会計年度に比べ使用人数が増加しておりますが、2025年12月末に株式会社デコルテ・ホールディングスを連結の範囲に含めたことによるものです。

②当社の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	135名	10名減	32.2歳	5.8年
女性	310名	9名減	35.0歳	5.7年
合計又は平均	445名	19名減	34.1歳	5.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数179名は含まれておりません。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第二位以下を四捨五入しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,630,822千円
株式会社三井住友銀行	1,881,210千円
株式会社三菱UFJ銀行	736,839千円
株式会社りそな銀行	648,360千円
株式会社横浜銀行	300,000千円

- (注) 1. 当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引銀行10行と総額4,280,000千円の当座貸越契約等を締結しております。
 2. 当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は2,460,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年12月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 139,320,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,000,000株 |
| (3) 株主数 | 6,457名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
石坂 茂	11,849,700株	31.29%
株式会社TNnetwork	3,240,000株	8.56%
中本 哲宏	2,400,800株	6.34%
土谷 健次郎	2,162,600株	5.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,035,700株	5.38%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,969,500株	5.20%
大田 宣明	921,600株	2.43%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	871,839株	2.30%
IBJ従業員持株会	583,953株	1.54%
桑原 元就	520,000株	1.37%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,128,406株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況は次のとおりです。

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 45,300株	3名

4. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石坂 茂	(担当) 会社事業全般の業務執行の統括 (兼職) 株式会社Faber Company 社外取締役 株式会社GROWBING 代表取締役社長
取締役副社長	土谷 健次郎	(担当) コミュニティ事業部 管掌役員 デザイン&システム部 統括 (兼職) 株式会社デコルテ・ホールディングス 取締役
取締役	横川 泰之	(担当) 営業本部 統括 加盟店本部 統括 (兼職) 株式会社オーネット 取締役副社長
取締役(社外)	梅津 興三	—
取締役(社外)	村上 芽	(兼職) 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター チーフスペシャリスト 株式会社日本総合研究所 未来社会価値研究所 所長
取締役(社外)	佐藤 舞	(兼職) 合同会社デルタクリエイト 代表
常勤監査役	二ツ矢 有紀	—
監査役(社外)	寺村 信行	(兼職) 株式会社ポイントスリー 監査役
監査役(社外)	米田 耕一郎	—

- (注) 1. 取締役梅津興三氏、取締役村上芽氏及び取締役佐藤舞氏は、社外取締役であります。
2. 監査役寺村信行氏及び監査役米田耕一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役寺村信行氏は、国税庁長官をはじめ要職を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役梅津興三氏、取締役村上芽氏、取締役佐藤舞氏、監査役寺村信行氏及び監査役米田耕一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 社外役員その他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(5)社外役員に関する事項」に記載しております。
6. 2025年3月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、高橋修平氏は社外監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員に加え、会計監査人および子会社の役員も被保険者として含まれています。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

② 決定方針の内容の概要

基本報酬（固定報酬）については、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を定めております。各取締役の報酬等の決定に関しましては、取締役会により個別支給額の決定を代表取締役社長に一任する旨を決定しており、代表取締役社長がその裁量により、過去の経験、経営内容及び市場水準、各取締役の貢献度に照らして適切な報酬等の額を決定しております。

役員賞与（業績連動報酬）については、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を定めております。各取締役の報酬等の決定に関しましては、取締役会により個別支給額の決定を代表取締役社長に一任する旨を決定しており、代表取締役社長がその裁量により、「売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の当事業年度に対する達成度」、「売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の前事業年度実績に対する改善度」、「企業価値を測る指標として当社が重視する経営指標である成婚組数の当事業年度目標に対する達成度」の3項目を総合的に判断し決定しております。

非金銭報酬については、譲渡制限付株式とし、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、当社業績及び株価の順調な推移を受け、これに適応するため、指名報酬委員会等における継続的な審議を経て、客観性と透明性を確保したうえで、長期的かつ持続的な成長を図ることを目的に、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を、取締役報酬枠とは別枠で年額240百万円以内としております。対象取締役への支払時期及び具体的配分については、取締役会において決定するものとします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式報酬として新たに発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30万株以内としております。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、5年間から20年間までの間で取締役会が定める期間とします。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2017年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

また、別枠で2023年3月24日開催の第17期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために年額240百万円以内の報酬を支給することについて、決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬額は、2015年3月25日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長石坂茂氏に、各取締役の報酬等の個別支給額の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の答申を受ける措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから取締役会はその内容が個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額	
			基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (3名)	211,091千円 (13,200千円)	138,909千円 (13,200千円)	72,182千円 (-)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	14,893千円 (7,200千円)	14,700千円 (7,200千円)	193千円 (-)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	10名 (6名)	225,984千円 (20,400千円)	153,609千円 (20,400千円)	72,375千円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 3. 非金銭報酬等の額は譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
 該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

1. 取締役 梅津興三氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
 該当事項はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係
 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況
 出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（13回開催のうち13回出席）となっております。経営トップを務めてきた豊富な経験と経営全般に対する適切な監督機能等の見識を有することから、積極的に助言・提言いただくことを期待しておりますところ、成長戦略やリスク管理等の幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

2. 取締役 村上芽氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社日本総合研究所創発戦略センターのチーフスペシャリスト、及び株式会社日本総合研究所未来社会価値研究所の所長ではありますが、株式会社日本総合研究所と当社の間には取引及びその他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（13回開催のうち13回出席）となっております。環境と金融、SDGsに関する専門知識を活かし、積極的に助言・提言いただくことを期待しておりましたところ、サステナビリティなどの幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

3. 取締役 佐藤舞氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

合同会社デルタクリエイトの代表ではありますが、合同会社デルタクリエイトと当社の間には取引及びその他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は92.3%（13回開催のうち12回出席）となっております。統計学とデータ分析の専門知識を活かし、積極的に助言・提言いただくことを期待しておりましたところ、マーケティング分野などの幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

4. 監査役 寺村信行氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ポイントスリーの監査役であります。株式会社ポイントスリーと当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（13回開催のうち13回出席）、監査役会出席率は100%（14回開催のうち14回出席）となっております。国税庁長官等の豊かな職務経験と高い見識を有することから、経営執行上の管理・監督をすることで当社のコーポレート・ガバナンスをさらに強化すること等、適切な監督機能を堅持する観点から、積極的に助言・提言いただくことを期待してありましたところ、経済企画長官官房長、銀行局長などの主要ポストを務めてきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。

5. 監査役 米田耕一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）、監査役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）となっております。国土交通省、財団法人自治体国際化協会などで要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、企業認知・会社の信頼の向上に向けた取り組みをさらに強化できると期待してありましたところ、滋賀県副知事、地方公務員共済組合連合会事務局長、自治税務局長などのご経験もあることから、当社の今後の展開に適切な助言・提言をいただいております。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

①報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

非監査業務はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任、不再任について下記の項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(解任)

①監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるなど、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

②監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(不再任)

監査役会は、会計監査人の職務の適正性を総合的に勘案し、会計監査人が会社法・公認会

計士法等の法令に違反・抵触した場合など、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- (5) 現に受けている業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。
- (7) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会の決議の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及び子会社は、法令遵守及び企業倫理の浸透を取締役及び従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知及び社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
 - ② 内部監査室は、各事業部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社及び子会社の法令遵守及び企業倫理の浸透への取り組みを横断的に推進しております。また、法令上疑義のある行為等について、当社の監査役のほかに従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「文書保存管理規程」の整備により、当社の取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存しております。
 - ② 当社の取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるようにしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」及び「リスク管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各事業部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社は、中期経営計画及び年度事業計画を策定し、月に1回開催される取締役会において、業績管理の徹底と改善策の提案に努めております
 - ② 経営に重大な影響を及ぼす事項は、当社の取締役会及び経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定しております。
- (5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び子会社の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、かつ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実を図り、当社及び子会社全体の適正な管理を実践しております。
- ① 子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社は、法令遵守及び企業倫理の浸透を取締役及び従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知及び社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
 - ② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役を当社の取締役が兼務することで、子会社の業務の遂行状況を適宜把握し、取締役会への報告体制を確保しております。
 - ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、当社及び子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。
 - ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「関係会社管理規程」を定めております。
ロ. 当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、経営管理部及び内部監査室に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができるようにしております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
経営管理部は、当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して当社の取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と次に定める事項について当社の監査役に対して随時報告しております。
- a. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c. 重大な法令・定款違反その他重要な事項
- ロ. 当社の監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役又は従業員に報告を求めることができ、当該取締役又は従業員はこれに応じております。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 子会社における重要な事象については、「リスク管理規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社の監査役に報告しております。
- ロ. 当社の監査役と子会社の監査役は、定期的に監査状況について報告及び情報交換を行っております。
- ハ. 子会社の従業員等から内部通報で相談、報告された内容を取りまとめ、重要項目については当社の監査役に報告を行っております。
- これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
- (9) 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- (10) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言しております。また、当社及び子会社の各事業部門にも出向いて業務執行を監査しております。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととしております。また、当社の代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2012年2月15日開催の取締役会において、「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する対応統括部署は経営管理部とし、平素より警察等外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力対応マニュアルのもと、会社の基本姿勢と対応方針を明確化するとともに、社内研修等の場において定期的に注意喚起を実施し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築しております。また、新規取引先の取引先調査実施に加え、既往取引先においても途上調査を実施し、関係排除の徹底を制度的にも図っております。

①会社の基本姿勢

反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示し、いかなる形であっても絶対に反社会的勢力との関係を持ちません。

②日常業務での注意点

下記の方針を明確化しています。

イ. 新規取引時の調査義務付け

ロ. 調査に問題があった場合の管理担当役員を中心とする対応方法

ハ. 機関紙等送りつけ時の受取り拒否、あるいは返送対応等

ニ. 苦情に乗じたアプローチへの対応等

③取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応方針

何らかの係わりが判明した場合には、これらの勢力との関係を断ち切る強い意志を持ち毅然として対応します。また、必ず所属上長へ報告し、管理担当役員へ相談します。管理担当役員は、役員間での協議、顧問弁護士、外部専門家、必要に応じて警察等へも相談し、対応を指示します。

④面談要求への対応

相手や要件の確認、応対場所の選定、応対状況の記録、念書等書面作成の回避、法的手段の検討、あるいは警察・暴力追放運動推進センターとの連携等、具体的な対応方法を定めています。

⑤社内体制の確立

以下の体制整備をしています。

イ. 人事部による社内研修等の場における定期的な注意喚起の実施

ロ. 経営管理部による取引先調査情報のデータベース化により、報告や迅速な対応の実現

ハ. 顧問弁護士や警察等から適時、指導・アドバイスを受けられる緊密な連携の確立

8. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社の内部統制システムにつきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後において、見直しを実施しております。

当事業年度のうち、上記改定後につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制が適切に運用されていることを確認しております。また、反社会的勢力の排除に向けた対応については、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、新規取引開始までにすべての継続取引予定先のチェックを行っております。

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っております。

(2) 当事業年度における主な会議の開催状況

①取締役会は月に1回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が出席しております。

②監査役会は月に1回開催され、取締役の職務執行状況をはじめ営業拠点への臨店監査を定期的実施しております。

(3) 内部監査の実施

当事業年度における当社及び子会社の主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

(4) 従業員教育の実施状況

当社及び子会社は、従業員による法令等の遵守、企業倫理の浸透を徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定しており、すべての従業員に対して教育研修を実施しております。

9. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

10. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、財務体質の強化及び更なる事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた剰余金の配当を積極的に行うことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、今後の成長投資への内部留保を総合的に判断した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当10円、年間配当金10円として2026年3月27日開催の第20期定時株主総会に付議いたします。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,782,332	流動負債	11,596,180
現金及び預金	4,935,131	買掛金	528,059
売掛金	2,761,120	短期借入金	2,460,000
営業投資有価証券	4,281,168	1年内返済予定の長期借入金	1,817,116
商品及び製品	16,182	未払金	1,099,000
仕掛品	93,779	未払費用	1,083,969
原材料及び貯蔵品	6,907	未払法人税等	982,554
前渡金	7,313	未払消費税等	373,802
前払費用	517,638	前受金	1,018,284
1年内回収予定の長期貸付金	4,333	預り金	1,449,338
預け金	148,236	リース債務	617,137
その他	39,227	資産除去債務	36,973
貸倒引当金	△28,704	有給休暇引当金	68,305
固定資産	19,742,349	その他	61,637
有形固定資産	8,212,386	固定負債	9,005,172
建物	4,005,962	長期借入金	4,727,622
減価償却累計額	△1,819,249	リース債務	3,102,600
建物(純額)	2,186,713	資産除去債務	1,167,213
車両運搬具	52,281	その他	7,736
減価償却累計額	△28,694	負債合計	20,601,352
車両運搬具(純額)	23,587	純資産の部	
工具、器具及び備品	1,172,346	株主資本	10,299,961
減価償却累計額	△824,173	資本金	699,585
工具、器具及び備品(純額)	348,173	資本剰余金	937,276
土地	1,703,883	利益剰余金	11,047,313
リース資産	43,967	自己株式	△2,384,213
減価償却累計額	△36,962	その他の包括利益累計額	△120,380
リース資産(純額)	7,005	その他有価証券評価差額金	△120,380
使用権資産	5,523,500	新株予約権	51,304
減価償却累計額	△1,580,476	非支配株主持分	1,692,443
使用権資産(純額)	3,943,023	純資産合計	11,923,329
無形固定資産	5,465,724	負債純資産合計	32,524,682
のれん	4,895,462		
ソフトウェア	563,979		
ソフトウェア仮勘定	6,235		
その他	47		
投資その他の資産	6,064,239		
投資有価証券	2,064,166		
長期前払費用	140,237		
長期貸付金	41,500		
繰延税金資産	944,613		
保険積立金	292,602		
差入保証金	2,574,368		
その他	6,750		
資産合計	32,524,682		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	20,172,914
売上原価	1,511,300
売上総利益	18,661,614
販売費及び一般管理費	15,052,916
営業利益	3,608,697
営業外収益	22,321
受取利息	5,976
補助金収入	10,055
その他	6,290
営業外費用	159,588
支払利息	45,898
投資事業組合運用損	529
有価証券評価損	60,737
持分法による投資損失	48,844
その他	3,579
経常利益	3,471,430
特別利益	244,172
段階取得に係る差益	243,524
その他	647
特別損失	430,087
固定資産除却損	30,836
減損損失	391,835
その他	7,416
税金等調整前当期純利益	3,285,515
法人税、住民税及び事業税	1,209,464
法人税等調整額	△137,414
法人税等合計	1,072,050
当期純利益	2,213,465
非支配株主に帰属する当期純利益	136,160
親会社株主に帰属する当期純利益	2,077,304

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで) (単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	699,585	929,640	9,272,311	△2,436,380	8,465,156
当期変動額					
剰余金の配当			△302,302		△302,302
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,077,304		2,077,304
譲渡制限付株式報酬		7,636		52,166	59,802
連結子会社株式の取得 による持分の増減					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	7,636	1,775,002	52,166	1,834,804
当期末残高	699,585	937,276	11,047,313	△2,384,213	10,299,961

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△78,980	△78,980	37,512	546,592	8,970,281
当期変動額					
剰余金の配当					△302,302
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,077,304
譲渡制限付株式報酬					59,802
連結子会社株式の取得 による持分の増減				1,009,690	1,009,690
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△41,400	△41,400	13,792	136,160	108,552
当期変動額合計	△41,400	△41,400	13,792	1,145,851	2,953,047
当期末残高	△120,380	△120,380	51,304	1,692,443	11,923,329

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サンマリエ
株式会社K Village
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社
株式会社ZWEI
株式会社セルフフィット
株式会社アイモット
株式会社GROWBING
株式会社デコルテ・ホールディングス
株式会社デコルテ

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更 当連結会計年度より、株式会社GROWBINGの株式を取得したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含めております。
また、当連結会計年度より、当社の持分法適用関連会社であった株式会社デコルテ・ホールディングスの株式を追加取得したことにより、同社及びその子会社1社を連結の範囲に含めております。なお、2025年12月31日をみなし取得日としております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社デコルテ・ホールディングス、及び同社の子会社1社の決算日は9月末日であります。連結計算書類の作成においては、これら連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、それぞれの期末日現在の計算書類を採用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品及び製品

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、一部の連結子会社においては、総平均法を採用しております。

- ・仕掛品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- ・原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、並びに一部の連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～31年

車両運搬具…………… 2～6年

工具、器具及び備品… 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

ニ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ホ. 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

有給休暇引当金

従業員の有給休暇の取得に備えるため、連結会計年度末における未消化の有給休暇に対応する将来の支払見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として国内の顧客に対して加盟店事業、直営店事業、マッチング事業、ライフデザイン事業、及びK Village事業を行っており、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、顧客との契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社グループの営む事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

イ. 加盟店事業

加盟店事業における収益は、主に加盟金収入及び月会費等の収入からなります。

(一) 加盟金収入における履行義務は、当社が運営する「IBJ」に加盟した顧客に対し、結婚相談所開業に必要な「IBJプラットフォーム」のシステムへ登録を行い、加盟した顧客が利用(ログイン)可能な状態とすることであり、当該履行義務は加盟結婚相談所アカウント発行時の一時点で充足されることから、当該要件を満たした時点で収益を認識しております。なお、加盟金収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) 月会費収入における履行義務は、加盟結婚相談所が結婚相談所業務のため継続的に「IBJ」のシステムを利用できるようにすることであり、当該履行義務はサービスの提供期間に応じて一定期間にわたり充足されることから、当該期間にわたり収益を認識しております。なお、月会費収入は、履行義務がすべて充足した時から概ね1カ月以内に受領しております。

ロ. 直営店事業

直営店事業における収益は、主に当社グループが運営する直営結婚相談所への入会費、月会費、サポート費、成婚料の収入からなります。

(一) 入会費収入における履行義務は、当社グループ直営相談所のシステムへ登録し、利用(ログイン)可能な状態にすることであり、当該履行義務は入会契約を締結し、システムへ登録した一時点で充足されるため、当該要件を満たした時点で収益を認識しております。なお、入会費収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) 月会費収入、サポート費収入における履行義務は、会員が当社グループ直営相談所で活動ができるようにすることであり、当該履行義務はサービスの提供期間に応じて一定期間にわたり充足されることから、当該期間にわたり収益を認識しております。なお、月会費収入に係る対価は、履行義務がすべて充足した時から概ね1カ月以内に受領しております。

(三) 成婚料収入は、会員が成婚した際に收受する成果報酬型の収入であり、会員が成婚した一時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、成婚料収入に係る対価は、成婚後の請求の後、概ね1カ月以内に受領しております。

ハ. マッチング事業

マッチング事業における収益は、主に婚活パーティー参加費、アプリ会員からの月会費収入からなります。

(一) 婚活パーティー参加費収入における履行義務は、顧客が当社の提供する婚活パーティーに参加することであり、当該履行義務は婚活パーティーの開催と当該パーティー参加者の参加により充足されるため、当該要件を満たした時点で収益を認識しております。なお、婚活パーティー収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) アプリ会員からの月会費収入における履行義務は、アプリサービスを利用（ログイン）可能な状態にすることであり、当該履行義務は顧客の契約期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。なお、アプリ会員月会費収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

ニ. ライフデザイン事業

ライフデザイン事業における主な収益は、主に保険代理店手数料収入からなります。

(一) 保険代理店手数料収入における履行義務は、保険会社と顧客の保険契約締結であり、当該履行義務は保険契約の継続（所定の日にちまでに契約解除の申し出がない、保険契約が満期を迎えていない）により充足されるため、当該要件を満たした時点で収益認識としております。なお、保険代理店手数料収入に係る対価は、履行義務の充足後概ね1カ月以内に受領しております。

(二) 当社のウェディング事業における収益に係る履行義務は、当社が紹介した会員と結婚式場又は指輪事業者との間で、商品又は役務の提供に関する契約が締結されるよう送客を行うことであります。当該履行義務は、紹介顧客と各事業者との契約が締結された一時点で充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、当社は結婚式場及び指輪事業者が提供する商品又は役務の提供主体ではなく、当該商品又は役務の価格設定及び契約条件の決定に関与しないことから、当該収益は代理人取引として純額で収益を認識しております。当該収益に係る対価は、履行義務の充足後、概ね1カ月以内に受領しております。

ホ. K Village事業

(一) 授業料収入における履行義務は、入校者に授業を提供することであり、当該履行義務は入校者に授業を実施した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。授業料収入に係る対価は、履行義務の充足前に前受しております。

(二) 加盟金売上における履行義務は、顧客のFC校の開校をサポートすることであり、顧客が開校した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。加盟金売上に係る対価は、FC開校サポートのために収受するものであり、履行義務の充足前に前受しております。

また、ロイヤリティに係る収益は、顧客の売上高（FC校の授業料収入）等を算定基礎として算出し、その発生時点において履行義務が充足されるため当該時点で収益を認識しております。ロイヤリティに係る収益の算定基礎となるFC校の授業料収入に係る対価は、当社が履行義務の充足前に前受しております。

(三) その他の収益は、主にテキスト代金及び事務手数料の収受、留学斡旋手数料の収受、サブスクリプション型のアプリ会費の収受によるものであります。テキスト収入における履行義務は、顧客にテキストを販売することであり、当該履行義務は顧客にテキストを引き渡した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。事務手数料収入における履行義務は、顧客に入校事務手続きを行うことであり、当該履行義務は入校事務手続きが完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

留学斡旋手数料収入における履行義務は、顧客に留学のための代行手配等を行うことであり、当該履行義務は留学の手配が完了し顧客が出国した時点で充足されるため、当該時点で代理人取引として純額で収益を認識しております。アプリ会員からの月会費収入における履行義務は、アプリサービスを利用（ログイン）可能な状態にすることであり、サービス期間が経過した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(四) 美容EC事業における当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(五) ライブ企画制作事業における履行義務はコンサート開催時点において顧客に対して約束したサービスが移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の金額が合理的に計算できないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。但し、重要性がない場合は、発生年度にその全額を償却することとしております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は金額の重要性が増したため、当連結会計期間より独立掲記することとしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,212,386千円
無形固定資産	5,465,724千円
減損損失	391,835千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗設備等を基本単位とし、のれん及び事業用資産については、管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候に該当するか否かは、主として営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、経営環境等の著しい悪化に該当するか否か等により判断しております。また、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていない場合であっても、取得時点で見込まれていた事業の成長が達成されない場合や、取得時点の事業計画の前提となる経営環境の著しい悪化等が生じた場合には、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要になる可能性があります。事業計画には、店舗のリニューアル計画や新規入会者の見込み等の重要な仮定が含まれております。

固定資産の回収可能価額については、経営者が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	944,613千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越に関する事項

当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約等を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額	4,280,000千円
借入実行残高	2,460,000千円
差引額	1,820,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 42,000,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	302,302	8.00	2024年12月31日	2025年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	378,715	10.00	2025年12月31日	2026年3月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当ありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして主に自己資金と長期借入を含む銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金や定期預金等で運用しております。

連結子会社が行う投資事業においては、主に自己資金と市場の状況や長短のバランスなどを調整して銀行借入による間接融資により資金を調達しており、これらの資金により上場投資信託、投資事業組合等への出資を行っております。

また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に個人の顧客に対するものであり、信用リスクに晒されています。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に上場企業株式、投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスク又は発行体の信用リスクに晒されています。預け金は、預託先の信用リスクに晒されています。長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されています。差入保証金は、主に本社及び店舗の賃借に伴う敷金及び保証金であり、預託先の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に営業取引、設備投資及びM&Aに係る資金の調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金については、貸付先の財務状況を把握するなどのモニタリングを実施しております。また、差入保証金については、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況の変化を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ニ. 価格変動リスクの管理

営業投資有価証券については、関連する運用規程に基づき、経営会議又は取締役会において投資判断を行っております。新規投資案件については、投資限度額や価格変動リスクの評価を含む投資計画を立案し、経営会議又は取締役会において、その投資計画の決定を行っております。また、投資先企業に関する経営情報を収集・分析し、リスク状況を継続的にモニタリングすることで、価格変動リスクの軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち65.1%が特定の取引先（クレジットカード決済や銀行口座振替等の回収代行会社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券	千円	千円	千円
その他有価証券			
株式	902,107	902,107	—
投資信託	185,342	185,342	—
(2) 長期貸付金 (*2)	45,833	45,345	△487
(3) 差入保証金	2,574,368	2,485,192	△89,176
資産計	3,707,652	3,617,988	△89,663
(4) 長期借入金 (*3)	6,544,738	6,331,415	△213,322
(5) リース債務 (*4)	3,719,738	3,719,763	25
負債計	10,264,476	10,051,179	△213,297

(*1) 「現金及び預金」は現金であること、「売掛金」「預け金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内回収予定の長期貸付金については、長期貸付金に含めて表示しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(*4) リース債務については、流動負債と固定負債を合算して表示しております。

(*5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は4,097,452千円であります。

(*6) 市場価格のない株式等は、「(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	1,160,431

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,935,131	—	—	—
売掛金	2,761,120	—	—	—
預け金	148,236	—	—	—
長期貸付金	4,333	41,500	—	—
合計	7,848,821	41,500	—	—

(注) 差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,817,116	1,170,036	823,328	854,451	391,228	1,488,579
リース債務	617,137	558,124	453,952	419,122	328,840	1,342,560
合計	2,434,253	1,728,160	1,277,280	1,273,573	720,068	2,831,139

(5) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	902,107	—	—	902,107
投資信託	185,342	—	—	185,342

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	45,345	—	45,345
差入保証金	—	2,485,192	—	2,485,192
資産計	—	2,530,538	—	2,530,538
長期借入金	—	6,331,415	—	6,331,415
リース債務	—	3,719,763	—	3,719,763
負債計	—	10,051,179	—	10,051,179

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	加盟店事業	直営店事業	マッチング 事業	ライフデザイン 事業	K Village 事業	
一時点で移転されるサービス	2,040,879	3,105,295	949,581	1,642,310	911,025	8,649,091
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,779,540	6,339,577	611,040	66,947	2,381,601	11,178,706
顧客との契約から生じる収益	3,820,420	9,444,873	1,560,621	1,709,257	3,292,626	19,827,798
その他の収益	—	—	—	345,115	—	345,115
外部顧客への売上高	3,820,420	9,444,873	1,560,621	2,054,373	3,292,626	20,172,914

(注) 「その他の収益」には「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月31日)に基づく賃貸収入等及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく投資収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	1,873,067	2,740,010
契約負債 (前受金)	649,637	1,018,284

契約負債は、顧客から履行義務を充足する前に受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用住宅等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
1,838,927	1,948,544

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 268円79銭

(2) 1株当たり当期純利益 54円89銭

12. 企業結合等関係

(株式会社GROWBING)

当社は、2025年3月26日付で、株式会社GROWBING（以下、「GROWBING社」という）と株式譲渡契約を締結し、同日付で同社の発行済株式の全てを取得し、完全子会社化しました。本件企業結合の会計処理では、株式会社IBJを取得企業、GROWBING社を被取得企業として、企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社GROWBING

事業の内容 美容サロン事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、本企業結合後、婚活事業とのシナジーにより、結婚相談所の会員に美容サービスなどを推奨し、送客数を大幅に増やすことや当該サロンのフランチャイズ展開による拡大成長等を狙い、GROWBING社を完全子会社化することを決定しました。

③ 企業結合日

2025年3月26日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年4月1日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	900,000千円
取得原価		900,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料 33,800千円等

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額
775,449千円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	159,926千円
固定資産	70,449千円
資産合計	230,376千円
流動負債	58,470千円
固定負債	47,355千円
負債合計	105,825千円

(株式会社デコルテ・ホールディングス)

当社は、2025年11月12日、持分法適用会社である株式会社デコルテ・ホールディングスの普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月13日より本公開買付けを実施したことにより、2025年12月25日付けで株式会社デコルテ・ホールディングスは当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社デコルテ・ホールディングス
事業の内容 ウェディングフォト等のスタジオ事業を運営する子会社の株式保有
フィットネスジムの運営
子会社への経営指導及び内部管理業務の受託

② 企業結合を行った主な理由

当社が運営する婚活サービスの会員基盤と、全国4,766社に及ぶ加盟店基盤を株式会社デコルテ・ホールディングスが活用することで、当社グループの成婚者に対し、フォトウエディングやアニバーサリーフォト等の付加価値サービスを提供することが可能となり、顧客満足度およびLTVの向上が見込まれます。また、株式会社デコルテ・ホールディングスにおいては、同社のフォトウエディングサービスに関し、全店舗が当社グループより成婚者の紹介を受けること等により、WEB経由以外の集客手法の多様化による事業基盤の強化が期待されます。さらに、アニバーサリーフォトサービスにおいても、潜在顧客層の獲得、集客手法の多様化および収益性の向上が見込まれます。これらの事業シナジーを通じて、両社の企業価値の向上を図ることを目的として、株式会社デコルテ・ホールディングスは当社の連結子会社となりました。

③ 企業結合日

2025年12月25日(公開買付の効力発生日)

2025年12月31日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 33.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率 17.1%

取得後の議決権比率 50.1%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間(持分法適用対象期間)

2025年4月1日～2025年9月30日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,353,810千円
取得原価		1,353,810千円

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
仲介手数料 36,183千円等
- (5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 243,524千円
- (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
340,039千円
 - ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
 - ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却
- (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-------------|
| 流動資産 | 809,486千円 |
| 固定資産 | 8,554,483千円 |
| 資産合計 | 9,363,969千円 |
| 流動負債 | 2,181,131千円 |
| 固定負債 | 5,159,377千円 |
| 負債合計 | 7,340,508千円 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,658,195	流動負債	5,814,223
現金及び預金	1,099,642	短期借入金	2,250,000
売掛金	1,005,165	関係会社短期借入金	350,000
前払費用	212,676	1年内返済予定の長期借入金	1,248,028
預け金	147,579	未払金	383,678
関係会社短期貸付金	4,152,570	未払費用	501,060
1年内回収予定の長期貸付金	4,333	未払法人税等	519,109
その他	38,837	未払消費税等	117,734
貸倒引当金	△2,609	前受金	417,139
固定資産	10,943,411	その他	27,473
有形固定資産	325,822	固定負債	2,020,127
建物	774,579	長期借入金	1,760,085
減価償却累計額	△488,660	資産除去債務	260,042
建物(純額)	285,919		
車両運搬具	23,865	負債合計	7,834,351
減価償却累計額	△13,206		
車両運搬具(純額)	10,659	純資産の部	
工具、器具及び備品	220,622	株主資本	9,848,476
減価償却累計額	△191,378	資本金	699,585
工具、器具及び備品(純額)	29,243	資本剰余金	830,230
無形固定資産	306,635	資本準備金	699,585
ソフトウェア	306,635	その他資本剰余金	130,645
投資その他の資産	10,310,952	利益剰余金	10,702,874
投資有価証券	2,054,476	その他利益剰余金	10,702,874
関係会社株式	6,273,404	繰越利益剰余金	10,702,874
長期貸付金	41,500	自己株式	△2,384,213
関係会社長期貸付金	24,949	評価・換算差額等	△131,890
長期前払費用	107,816	その他有価証券評価差額金	△131,890
保険積立金	292,602	新株予約権	50,670
敷金差入保証金	932,424	純資産合計	9,767,256
繰延税金資産	578,738	負債純資産合計	17,601,607
その他	5,040		
資産合計	17,601,607		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,370,482
売上原価	183,690
売上総利益	8,186,792
販売費及び一般管理費	6,030,017
営業利益	2,156,774
営業外収益	623,057
受取利息	18,380
受取配当金	600,000
業務受託手数料	3,700
その他	977
営業外費用	47,998
支払利息	47,042
その他	955
経常利益	2,731,833
特別損失	396,380
減損損失	381,818
固定資産除却損	10,478
その他特別損失	4,084
税引前当期純利益	2,335,452
法人税、住民税及び事業税	706,100
法人税等調整額	△167,470
法人税等合計	538,629
当期純利益	1,796,822

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	699,585	699,585	123,009	822,594	9,208,354	9,208,354
当期変動額						
剰余金の配当					△302,302	△302,302
当期純利益					1,796,822	1,796,822
譲渡制限付株式報酬			7,636	7,636		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	7,636	7,636	1,494,520	1,494,520
当期末残高	699,585	699,585	130,645	830,230	10,702,874	10,702,874

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,436,380	8,294,153	△54,828	△54,828	36,877	8,276,202
当期変動額						
剰余金の配当		△302,302				△302,302
当期純利益		1,796,822				1,796,822
譲渡制限付株式報酬	52,166	59,802				59,802
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△77,061	△77,061	13,792	△63,269
当期変動額合計	52,166	1,554,323	△77,061	△77,061	13,792	1,491,053
当期末残高	△2,384,213	9,848,476	△131,890	△131,890	50,670	9,767,256

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理以外のもの）し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～21年

車両運搬具……………6年

工具、器具及び備品…2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、複数事業主制度に係る総合設立型厚生年金基金制度に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の金額が合理的に計算できないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	325,822千円
無形固定資産	306,635千円
減損損失	381,818千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(1) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	6,273,404千円
関係会社株式評価損	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格がないため、実質価額と帳簿価額を比較検討することにより減損判定を行っております。実質価額の算定にあたっては、純資産に超過収益力を加味しております。超過収益力の毀損の有無は、経営者により承認された事業計画等を基礎として検討しております。事業計画には、店舗のリニューアル計画や新規入会者の見込み等の重要な仮定が含まれております。また、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	41,340千円
②長期金銭債権	－千円
③短期金銭債務	17,293千円

(2) 当座貸越に関する事項

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約等を締結しております。当事業年度末における当座貸越に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額	3,450,000千円
借入実行残高	2,250,000千円
差引額	1,200,000千円

(3) 保証債務

以下の子会社の金融機関からの借入に対し、連帯保証人となっております。

IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	1,362,617千円
-----------------------	-------------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 267,716千円

売上原価 4,000千円

販売費及び一般管理費 85,295千円

営業取引以外の取引による取引高 623,937千円

7. 株主資本等変動計算書に関する事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普 通 株 式	4,212,206株	6,400株	90,200株	4,128,406株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等 28,229千円

未払事業所税 2,829千円

未払賞与 83,832千円

未払費用 13,018千円

貸倒引当金 799千円

減価償却超過額 142,918千円

資産除去債務 81,965千円

株式報酬費用 75,012千円

資産調整勘定 13,288千円

有価証券評価損 117,696千円

その他有価証券評価差額金 60,706千円

その他 9,226千円

繰延税金資産合計 629,524千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 29,016千円

その他 21,769千円

繰延税金負債合計 50,786千円

繰延税金資産の純額 578,738千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	IBJファイナンシャル アドバイザー 株式会社	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託 資金の貸付 債権の保証	資金の貸付(注) 資金の回収 債務の保証 利息の受取	1,500,000 132,474 1,362,617 13,898	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	4,152,570 24,949
子会社	株式会社セルフイット	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託 資金の借入	資金の借入(注) 受取配当金	350,000 40,000	関係会社 短期借入金	350,000
子会社	株式会社サンマリエ	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託	受取配当金	100,000	—	—
子会社	株式会社ZWEI	所有 直接100.0	役員の兼任 業務の受託	受取配当金	460,000	—	—

(注) 資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 256円57銭
(2) 1株当たり当期純利益 47円48銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月23日

株式会社 I B J
取締役会 御中

監査法人アリア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	茂 木 秀 俊
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山 中 康 之
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社IBJの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社IBJ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月23日

株式会社 I B J
取締役会 御中

監査法人アリア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	茂 木 秀 俊
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山 中 康 之
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社IBJの2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社 I B J 監査役会

常勤監査役 二ツ矢有紀

社外監査役 寺村信行

社外監査役 米田耕一郎

以上

